

平成16年1月28日

お 知 ら せ

担 当 課	岡山河川事務所 調査設計課
担 当 者	志々田
内線番号	351
代 表	223 - 5101

第4回「百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会」の開催について

1. 協議会の目的：本協議会は、水門増築事業の着手を契機に、百間川河口周辺の自然環境の保全と改善方策、利活用方策及び水門増築事業に関する関係者間の情報の共有化、意見の集約とその対応策検討のため、国土交通省岡山河川事務所長が設置したものです。
2. 協議会の規約：【別紙 - 1 参照】
3. 協議会の委員：【別紙 - 2 参照】
4. 開催経過：第1回（H13.5.11）第2回（H13.7.23）第3回（H15.10.31）
5. 第4回協議会の開催日時・場所・議事内容
日 時：平成16年2月12日（木）13時30分～16時30分
場 所：岡山市民会館 4階 大会議室
岡山市丸の内2 - 1 - 1
(086) 223 - 2165
議 事 内 容：百間川河口周辺の自然環境の保全と改善方策、利活用方策及び関係者間の情報の共有化、意見の集約とその対応策について議論します。
6. そ の 他：協議会の経過については、当事務所ホ - ムペ - ジ（下記、参照）にて公開しています。

<http://www.okakawa-mlit.go.jp>

以上

百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会 規約

(設 置)

中国地方整備局岡山河川事務所が「百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目 的)

協議会は、百間川河口水門周辺有効活用方策について、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるとともに、同方策について意見を述べることがを目的とする。

(協 議 会)

協議会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

協議会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。

協議会は審議しようとする事項について必要と認める場合は、専門的知識を有するものを委員として追加するよう岡山河川事務所長に要請することができる。

(委 員 長)

協議会には委員長を置くこととする。

委員長は協議会の互選によってこれを定める。

委員長は会務を総括し、協議会を代表する。

委員長に事故のある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

協議会は委員長が召集する。

委員長は一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。

積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とし、必要に応じて、適切な方法により行う。

(情 報 公 開)

協議会は原則公開とし、公開する情報については委員会で定める。

協議会及び岡山河川事務所長は、前項で公開と決定された情報について、関係住民が閲覧できるよう、必要に応じて、適切な方法により行う。

(庶 務)

協議会の庶務は、中国地方整備局岡山河川事務所が行う。

(規約の改正)

本規約の改正は、委員総数3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(付 則)

この規約は、平成13年5月11日より施行する。

平成15年10月31日 一部改正

百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会 委員一覧

(氏名は敬称略。順不同)

職 名	氏 名
岡山大学 環境理工学部 教授	名合 宏之(委員長)
岡山大学 環境理工学部 教授	河原 長美(委員長代理)
岡山大学 環境理工学部 助教授	大久保 賢治
京都大学 名誉教授	奥田 節夫
岡山理科大学 総合情報学部 教授	波田 善夫
川崎医療福祉大学 環境論 教授	佐藤 國康
就実大学学長	柴田 一
真備学園 常務理事	改発 邦彦
操明学区連合町内会会長	小川 晃一
操南学区連合町内会会長	塩飽 幹廣
政田学区連合町内会会長	太田 皓義
沖元東町内会辰巳会会長	前田 良夫
児島湾漁業協同組合連合会長	近藤 達
津田漁業協同組合長	赤枝 丈太郎
岡山市海岸漁業協同組合長	辻 数馬
岡山市漁業協同組合長	生田 豊
小串漁業協同組合長	竹原 楨男
番川漁業協同組合長	前田 守夫
岡山の自然を守る会メンバー	内山 峰人
岡山県土木部 河川課長	中川 孝夫
岡山県生活環境部 環境管理課長	渋江 忠裕
岡山市下水道局 下水道局長	井上 茂治
岡山県水産試験場 水産試験場長	松村 眞作
岡山県農林水産部 水産課長	加藤 卓夫
岡山市都市整備局 都市整備局長	池上 進
岡山市環境局 環境局長	小林 良久
国土交通省 岡山河川事務所長	渡部 秀之

(H16.1現在)